# 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名		涸沼水鳥・湿地センター(観察施設)(23)新営工事
工事種別		建築一式工事
工事場所(都県)		茨城県
工事場所(市区町村)		茨城県鉾田市箕輪字鎌尻1754番地
工事概要		<ul> <li>敷地面積 41,393m2</li> <li>1. 建 物</li> <li>1) 庁 舎</li> <li>構 造:木造 地上3階</li> <li>建築面積: 約100m2</li> <li>延べ面積: 約300m2</li> <li>用 途:その他の施設</li> <li>工事内容:新築</li> <li>2. 外構</li> <li>1) 舗装 新設一式</li> <li>2) 屋外排水設備 新設一式</li> <li>3. 設備</li> <li>1) 電気設備 新設一式</li> <li>2) 機械設備 新設一式</li> <li>2) 機械設備 新設一式</li> </ul>
担当事務所		宇都宮営繕事務所
公告日/期限日/開札日		R5. 3. 30 / R5. 4. 10 / R5. 5. 11
工期		契約締結の翌日から R6.1.31 まで
入札契約方式/落札方式		一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C 等級
	本店・支店・営業所 の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した 下記 (ア) の要件を満たす建築一式の新築又は増築を含む工事 (以下「同種工事」とする。) の施工実績を有すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) (ア) 1. 構造 木造 2. 延べ面積 100㎡以上 (申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。)

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請し た場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500 万円未満の工事)は、実績として認めない。 1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資 格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了 証を有する者であること。 監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であるこ と。詳細は入札説明書による。 配置予定技術者の 2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工 資格、工事経験等 事の経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) (ア) (5) 施工実績(ア) と同じ ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請 した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が 500万円未満の工事)は、経験として認めない。

# 「涸沼水鳥・湿地センター(観察施設)(23)新営工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

#### 【工事の概要】

本工事は、茨城県鉾田市において涸沼水鳥・湿地センター(観察施設) (23) 新営工事 の施工を行うものである。

涸沼は、平成27年5月にラムサール条約の湿地に登録され、涸沼水鳥・湿地センターが計画されていることから、生物多様性豊かな湿地の保全と賢明な利用を推進する拠点の役割を担う観察施設を新営するものである。

# (1)主な工事内容

建築 新築1棟

・電気設備 新設一式

•機械設備 新設一式

## (2)施工時期、施工条件

施工条件について

本工事は、鉾田市が発注する工事と同一敷地にて施工を行う工事である。 鉾田市発注工事[(仮称)涸沼野鳥公園整備工事]は、令和5年6月に完成が予定されている。

鉾田市発注工事と重複する工事期間は、準備及び杭・機器等製作図の作成期間と想定しており、現場施工の着手は、鉾田市発注工事完成後を想定している。

なお、鉾田市発注工事の影響に伴い現場施工の着手等全体工程への影響が生じた場合は 監督職員との協議による。

・その他の仮設、養生、作業範囲等については、A-13 図、K-01 図を参照してください。

# 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

## (1)実態を踏まえた積算の運用

・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2)入札時積算数量活用方式の適用

・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

## (3)施工条件等の円滑な協議

・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。 (請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

#### (4)工事関係図書等の効率化

・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\_gijyutu00000018.html

## (5) 週休2日促進工事の適用

・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

#### (6)主任技術者又は監理技術者の扱い

・現場施工に着手するまでの期間(開札日から 30 日間を予定)は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への**専任を要しません。**